

14 介護保険のサービス

障害者総合支援法のサービスと介護保険法のサービスで共通するサービスは、介護保険法のサービスが優先になります。

(1) 対象者

下記の①、②のいずれかにあてはまる方。

①65歳以上の方で、介護や日常生活の支援が必要な方

②40歳以上65歳未満の方で、初老期認知症・脳血管疾患などの老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要な方

※特定疾病（16疾病）

①筋萎縮性側索硬化症 ②後縦靭帯骨化症 ③骨折を伴う骨粗しょう症 ④多系統萎縮症 ⑤初老期における認知症 ⑥脊髄小脳変性症 ⑦脊柱管狭窄症 ⑧早老症 ⑨糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑩脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等） ⑪進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患） ⑫閉塞性動脈硬化症 ⑬関節リウマチ ⑭慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎等） ⑮両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ⑯がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

(2) 介護保険サービスの利用にあたって

サービスを利用するには、市に申請して「介護や支援が必要な状態である」と「認定」を受ける必要があります。申請をすると、訪問調査や主治医の意見書により、審査・判定が行われます。（審査の結果で該当しないこともあります）要介護度は、要支援1、2、要介護1～5の7区分です。決定した要介護度によって、利用できるサービスや1ヶ月の利用限度額が異なります。

(3) 介護保険サービスの種類

○居宅サービス

1. 自宅を訪問してもらう
訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護
2. 施設に通う
通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）
3. 短期間施設に泊まる
短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
4. 住環境を整える
福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修
5. 有料老人ホームなどの施設に入って利用する
特定施設入居者生活介護

○施設サービス ※要支援の方は利用できません

介護老人福祉施設	生活が中心（原則、要介護3～5の方が利用できます。）
介護老人保健施設	介護やリハビリが中心
介護医療院	介護や医療が中心

○地域密着型サービス

内容	高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援していくサービスで、浦安市内では以下のサービスが行われています。
種類	①小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護 ②認知症対応型通所介護 ③認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 要支援1の方は利用できません ④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の小規模） 原則、要介護3～5の方が利用できます。 ⑤地域密着型通所介護 要支援1・2の方は利用できません

※施設サービス等では、サービス費用の1割、2割または3割の自己負担のほかに、居住費・食費などが自己負担となります。

※1割、2割または3割の自己負担額が高額になったときは、世帯の市民税課税状況などにより負担額が軽減されます。（高額介護サービス費）

※同じ医療保険の世帯内で、医療費と介護サービス費の自己負担額が、決められた限度額を超えた場合、申請をすると超えた分が支給されます。（高額医療・高額介護合算制度）

（窓口）介護保険課 電話（給付・指導係）047-712-6406（認定係）047-712-6852
 ファクス 047-390-7918
 メール kaigohoken@city.urayasu.lg.jp

.....
総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の2つからなり、65歳以上のすべての方が対象の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、高齢者が安心して自立した日常生活を送るための事業やサービスを提供します。

※詳細についてはお問い合わせください。

（窓口）高齢者包括支援課
 電話 047-712-6389
 ファクス 047-304-8892
 メール koureihoukatu@city.urayasu.lg.jp